

は高齢で平均寿命まで10年しかないかもしれないし、ある人は既に亡くなっているかもしれないし、ある人はまだ若くこれからの人生が長いとか。)73歳を過ぎているときは5年間の介護費用を請求というように、まったく個々の請求額。一般に薬害や郊外訴訟では一律請求が多かったです。個々というのがクロロキン裁判の特徴。

1期は終わった。2期は、いまだ最高裁は終わっていない。最高裁に控訴してからすでに4年ちかい歳月がたっている。これがクロロキンの現在の状況です。

司会(松下): どうもありがとうございます。今日はお目の不自由な(被害者である)奥様も参加していただいております。どうぞ、ひとことごあいさつを。

みなさん、おはようございます。クロロキン被害者の会の岩崎と申します。ここにおいでの方の松下さんや阪大のお医者さんや京都の先生とか、主人が報告させていただいたので、クロロキンについては言うことはございません。もう、いろんなお方にお世話になって。

わたしが昭和2年生まれなので、40歳までは字を書いた記憶はありますが、それ以来もう数字も何も見たことはないんですね。今年(1997年)の7月で満70歳になったところです。そやから、どんなに長い間、おおかた30年、戦争と思いません、わたしたち被害者は。それで交渉しても裁判しても、日本という国は遅れています。こういう風になったことを、自分で勝手になったように、偉い人は言い合はるんです(おっしゃる、の関西弁)。もう30年もの間で暮らしている者のことを少しは考えてほしいと願います。

そういう中で、主人にずっとついて行って頑張ってきましたんやけど、わたしたち被害者としては、日本の政治家さんたちも、自分のことばかりやいやい言うて、障害者とか、福祉のことをええ事はおっしゃるんですが、ちっとも実行が伴いません。

今日こうしてみなさんに来ていただいて、わ

たしにはみなさんの顔は見てへんのですが、みなさんご協力していただいて。先生になる方とか薬剤師さんになる方とか、来ていただいていると思いますので、みなさん、もうこういう被害を受けたということはわたしたちだけで結構でございますので、子や孫たちに、こういう被害者出さないために、みなさん、一所懸命頑張ってください、どうぞ、日本の隅にこういう薬害を生み出さないようにして頂きたいと思えます。もう歳も取りましたので、何の役に立つことはよう言いませんが、みなさんにどうぞ重ね重ねお願いしておきますので。ありがとうございました。

クロロキン

まつしいっせい
松下一成

薬剤師、日本メディカルソフト社

あと、5分ほど時間があります。クロロキンについての資料がお手元にありますので、ご覧になっていただいて。クロロキンというのは国民医薬品集かつての局方に1955年に収載されています、これは抗マラリア薬として収載されているのですが、効能の拡大ということで、日本では腎炎にも適応されたということでもあります。厚生省のほうは、新たな薬品としての審査をせずに、あくまでも効能の拡大ということでこの腎炎適応を許しています。

ところが世界各国、アフリカの1国と日本だけが腎炎に対する使用を許可しておりまして、あとは先進諸国ではこういう適応症はありません。日米を年度別に比較すると、アメリカはクロロキンを認可した時点から、「要指示薬」に指定しております。ところが日本ではそういう指定がありませんで、約12年間、薬局でも買える薬でした。ここら辺りが、薬に対する感覚が全く違う典型的な例かと思えます。

薬との因果関係は明白だった

よくスモンと比較されるのですが、クロロキン裁判の中で、網膜症とクロロキンとの因果関係、クロロキンで網膜症になったという因果関係、これは普通、薬害裁判では必ず被告側は因果関係で争ってきました。スモンのときもこの因果関係を立証するために非常に苦労してきました。サリドマイドもそうでした。

ところが、このクロロキンに関しては、被告側は因果関係については一切争っていません。もちろん、そのためには膨大な資料を原告側は捜し出してきて、クロロキンはこういう性質があるんだよ、という提出はしましたけれども、この点について被告側は一つも争っていません。ですから、最初からクロロキンには網膜

症は起こるということを前提に裁判は始まりました。ですからあとは、責任の分担、そして損害額の算定、そういうところで裁判は主として争われてきました。

安易すぎる適応拡大

わたしどもが一番問題だと思うのは、簡単に、数人の先生方が、数例の人体実験をもって新しい効能が追加できる、既に売られている薬であれば、わずかの先生方がこれは効くよと言えば、すぐに効能拡大できて、販売できて、こういう姿勢が非常に問題だと思えました。そういう意味では、79年(昭和54)にもう一度薬事法の改正があって少し厳しくなりましたが、それはこういうクロロキンに実例を踏まえたのだと、わたしどもは考えています。

あと、被告側と原告側との争点を書いたものをレジメにしました。時間の関係でひとつひとつを取り上げるのはむりですが、お読みいただいで質問などは主催者なり岩崎さんなりにしていただけると結構です。